令和5年11月1日制定施行

(目的)

第1条 この要綱は、栄養業務及び給食業務を適正に管理し、並びに栄養業務及び給食業務に係る運営の効率的な推進を図るために設置する食事療養委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の業務)

- 第2条 食事療養委員会(以下「委員会」という。)の業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 栄養業務の運営及び管理に関すること。
  - (2) 給食業務の運営及び管理に関すること。
  - (3) 食事提供内容の充実化、提供サービスの向上等に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、栄養業務及び給食業務に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 病院長
  - (2) 事務長
  - (3) 看護部長及び副看護部長
  - (4) 看護部に属する部署の長
  - (5) 診療補助部栄養科長
  - (6) 事務部医事課長
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、病院長が指名する職員
- 2 前項第2号から第6号までに掲げる職員の職(副看護部長を除く。)にある者が置かれていない場合にあっては、別に定めるところにより事務取扱又は代理をする者を委員とする。

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 前項の委員長(以下「委員長」という。)は、病院長をもって充てるものとし、前項 の副委員長(以下「副委員長」という。)は、前条第1項第5号の委員をもって充てる ものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として、毎月1回開催するものとする。
- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員(第3条第1項第4号及び第6号に掲げる委員に限る。)が会議に出席できない ときは、できるだけ当該委員の代理の職員が出席するものとする。
- 6 委員長は、委員以外の者の説明又は意見を聴く必要があると認める場合には、委員 以外の者を会議に出席させ、又は資料の提供を求めることができる。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

8 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要 な事項に関する議事録を作成するものとする。

(手順書)

- 第6条 栄養管理に関する手順書は、委員会が別に定める。
- 2 委員会は、前項の手順書について、随時見直し、及び改定するものとする。 (資料の収集等)
- 第7条 委員会は、栄養業務及び給食業務に関する資料を収集するものとする。
- 2 委員会は、前項の規定により収集した資料について、栄養業務及び給食業務の適正な運用のために整備するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、診療補助部栄養科において処理する。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱の改廃は、病院長の承認を得て、委員会が行うものとする。この場合において、病院長は、当該改廃の内容が法人若しくは病院の運営に多大な影響を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は法令に違反する恐れがあると認めるときには、当該内容について、事前に理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、病院長の承認を得て、委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(廃止)

- 2 給食委員会(食事療養会議)規定(平成27年4月1日最終改正)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に存するこの要綱の規定による廃止前の給食委員会(食事療養会議)規定(以下「廃止前の委員会規定」という。)に規定する委員会の構成員は、施行日において、第3条の規定に基づく委員とみなすものとする。
- 4 施行日の前日において、現に存する廃止前の委員会規定に基づき作成された議事録 は、施行日において、第5条第8項の議事録とみなすものとする。
- 5 施行日の前日において、現に存する栄養管理に関する手順書は、施行日において、 第6条第1項の栄養管理に関する手順書とみなすものとする。

(要綱の成立要件)

6 この要綱は、理事長の承認を得て、病院長が制定したものでなければならない。